

北茨城市教育委員会共催名義及び後援名義の使用承認並びに北茨城市教育委員会教育長賞の交付に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、北茨城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の共催名義及び後援名義の使用承認（以下「共催等の承認」という。）並びに北茨城市教育委員会教育長賞（以下「教育長賞」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体等 各種の目的を持って設置されている組織で、政党、政治団体、宗教団体、暴力団体及び個人を除くものをいう。
- (2) 共催 教育委員会が事業の実施に当たり企画及び運営に参加し、共同主催者として責任の一部を分担することをいう。
- (3) 後援 教育委員会が事業の趣旨に賛同する意思を表示することをいう。
- (4) 教育長賞 共催等の承認を受けた事業において、教育長が事業の主催者を通じて参加者を顕彰するために交付する賞をいう。

(対象となる団体等)

第3条 共催等の承認及び教育長賞の交付を受けることができる団体等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）
- (3) 報道機関、学術研究機関、地域団体、文化団体、福祉団体又はこれらに準ずる公益的性格を有する団体
- (4) その他教育長が適当と認める団体等

(対象となる事業)

第4条 共催等の承認を受けることができる事業は、教育委員会の施策の推進に寄与すると認められる事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 目的及び内容が、教育、学術、芸術、文化及びスポーツの振興並びに青少年の健全育成に寄与すると認められる事業で、公共性があること。
- (2) 事業を主催する団体等が参加者から入場料、参加料その他の費用を徴収する事業にあつては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。

2 教育長賞の交付を受けることができる事業は、前項各号のいずれにも該当するものであって、参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長は、事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、共催等の承認及び教育長賞の交付は行わない。

- (1) 政治団体又は宗教団体の利害に関するもの
- (2) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とするもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 主に営利又は商業宣伝を目的とするもの
- (5) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの
- (6) 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれのあるもの
- (7) その他教育長が不相当と認めるもの

(共催名義及び後援名義の使用)

第5条 共催等の承認において教育長が使用を承認する名義は、北茨城市教育委員会とする。

2 共催等の承認を受けた団体等は、当該使用承認を受けた事業に関し発行する印刷物等に、教育委員会が共催及び後援している旨を表示し、又はその旨を放送等により公表することができる。

(教育長賞の交付)

第6条 教育長賞は、賞状によるものとし、事業を主催する団体等を通じて顕彰すべき参加者に交付するものとする。

(申請手続)

第7条 共催等の承認及び教育長賞の交付を受けようとする団体等は、事業を実施しようとする日の1月前までに、共催等の承認及び教育長賞交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、教育長に申請しなければならない。

- (1) 団体等の定款、寄附行為、規約、沿革その他概要が記載された書類
- (2) 役員の氏名、役職等が記載された書類
- (3) 事業の目的及び内容が記載された書類
- (4) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあっては、事業に係る収支予算書
- (5) その他教育長が必要と認める書類

(決定)

第8条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、

その可否を決定し、共催等の承認及び教育長賞交付通知書（様式第2号）により当該申請をした団体等に通知するものとする。この場合において、特に必要と認めるときは、共催等の承認及び教育長賞の交付について条件を付することができる。

（変更）

第9条 共催等の承認及び教育長賞の交付を受けた団体等は、第7条に規定する申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに共催等の承認及び教育長賞交付変更届出書（様式第3号）により、教育長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（取消し）

第10条 教育長は、共催等の承認及び教育長賞の交付を受けた団体等が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、当該共催等の承認及び教育長賞の交付を取り消すことができる。

- （1）虚偽の申請その他不正の手段により共催等の承認及び教育長賞の交付を受けたとき。
- （2）法令に違反したとき。
- （3）共催等の承認及び教育長賞の交付について付した条件に違反したとき。
- （4）前条の規定による変更の届出を怠ったとき。

2 教育長は、前項の規定により共催等の承認及び教育長賞の交付を取り消すときは、速やかに共催等の承認及び教育長賞交付取消通知書（様式第4号）により共催等の承認及び教育長賞の交付を受けた団体等に通知するものとする。

3 前2項の規定により共催等の承認及び教育長賞の交付を取り消された団体等は、速やかに共催等の承認及び教育長賞交付通知書及び教育長賞を教育長に返還しなければならない。

4 教育長は、第1項及び第2項に規定する共催等の承認及び教育長賞の交付の取消しにより損害を生じた場合においても、その責めを負わない。

（経費負担）

第11条 教育長は、共催等の承認及び教育長賞の交付を行う場合においては、原則として当該事業に係る経費を負担しない。

（実績報告）

第12条 共催等の承認及び教育長賞の交付を受けた団体等は、当該事業の終了後、速やかに事業実績報告書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

2 第7条第4号に規定する収支予算書を提出した団体等は、事業に係る収支決算書を前項に規定する実績報告書に添付しなければならない。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年9月1日から施行する。